

伊勢市人権教育基本方針

平成19年1月23日 策定

(伊勢市教育委員会)

20世紀は、2度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、人権の尊重こそが平和の基礎であるという、貴重な教訓を得ました。国際連合は、この教訓を形あるものにするため、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを加盟国に求めるとともに、その精神を世界に発信しました。その後、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約を探査し、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

また、国際連合は、21世紀に向けて人権という普遍的文化の創造をめざし、平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年」を決議しました。この取り組みは、「人権の世紀」と言われる21世紀に引き継がれ、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための世界プログラム」として今日に至っています。

わが国は、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきました。

平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、それを受けて平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重の教育を積極的に推進しています。

伊勢市は、平成17年(2005年)11月に4市町村が合併し、新伊勢市として誕生しました。旧市町村においてそれぞれ取り組まれてきた人権施策をより充実・発展させ、平成18年(2006年)「人権尊重都市」を宣言し、その趣旨に則り、同年「伊勢市人権尊重条例」を施行し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会の実現を図ることをめざして、人権行政を展開しています。

伊勢市の人権教育は、わが国固有の人権問題である同和問題の解決をめざ

した同和教育を重要な柱として、様々な人権問題の解決に向けて積極的に取り組まれてきました。

このなかで、学校教育においては人権尊重の精神と豊かな人間性を養い、不合理な部落差別をなくそうとする意欲と実践力を持つ子どもの育成を図ってきました。さらに、様々な人権問題を解決するための教育についても幅広く取り組み、豊かな人権感覚を育んできています。また、社会教育においては、地域社会における差別意識の解消に向けた学習や啓発を、様々な形態や手法により取り組んできました。その結果、同和問題をはじめ様々な人権問題に関する正しい理解や認識が深まるなど、人権意識の高揚について一定の成果が見られました。しかしながら、同和問題に対する誤った認識・偏見に満ちた差別的な考えは依然としてあり、特に、結婚の問題になると顕著化します。

その他様々な人権問題が、少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会状況の変化のなかで生じてきています。

これらの人権問題を一日も早く解決し、人間の尊厳への理解を深め、基本的人権が真に尊重される社会の実現には、同和教育を包括する人権教育の果たす役割は大きく、同時に、市民自らの積極的な人権教育への参画は欠かすことのできないものです。

人権教育は、人間の尊厳について学び、その尊厳を社会の中で確立するための方法と手段について学ぶものであり、乳幼児期から高齢期に至るそれぞれの発達段階に応じて学習を行っていくものです。人々は、この人権教育を通して自らの権利行使することの意義や他者の人権を尊重することの必要性を学び、豊かな人権感覚と人間関係を築き上げていけるものと確信します。そして、その成果は人権が尊重されるまちづくりや社会づくりに活かされていくものであると期待します。

そのためには、学校教育・社会教育が相互に連携をはかりつつ学習者の発達段階や取り巻く環境を考慮し、人権教育・学習の機会を充実させるとともに、生涯学習としての人権教育・学習を支援していく学習環境等の条件整備を積極的に行う必要があります。また、効果的な推進体制を確立していくためには、学校、地域、家庭、職場等のそれぞれがその役割や責任を明確にし、連携・協力を図っていかなければなりません。

以上の考えに立ち、次のとおり教育のあらゆる分野において人権教育を推進します。

- 1 人権が尊重されるまちづくり・社会づくりに向けて、市民一人ひとりが人権及び人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚が図られるよう、学校、地域、家庭、職場等、教育のあらゆる機会や場を捉え人権教育を推進します。
- 2 人権教育の市民生活への広がりや、学習意欲の喚起を図るため、広報などあらゆる媒体を活用し、関連する情報の的確な発信・提供を行います。
- 3 人権教育に関する市民の学習意欲に応えられるよう、学校と生涯学習センター・公民館・図書館・教育集会所等の各種社会教育施設が連携・協力し、人権文化確立の視点から事業内容の体系化を図るとともに、教材・プログラム等の整備を進めます。
- 4 市民生活のなかで人権教育が効果的に推進されるよう、地域社会において人権教育を推進していく指導者を養成し、その活用を図ります。
- 5 市民が主体となった人権教育を推進するため、人権に関する市民活動団体（NPO）等との協働を図ります。
- 6 未来を担う子どもたちが、その発達段階に即した多様な人権教育に関する学習ができるよう、学校等において具体的な教育内容を確立し、人権に配慮した教育指導や学校運営に努めます。また、地域社会への広がりと、多彩な体験の機会を充実させた教育活動に取り組みます。
- 7 人権教育の推進を担う教職員及び社会教育関係職員については、深い認識や豊かな人権感覚を育むとともに、必要な知識や技術を習得する研修の充実を図ります。